

敦賀市道の駅整備検討調査業務委託  
公募型プロポーザル募集要項

令和5年10月

敦賀市

## 1 業務の趣旨及び目的

本業務は、「敦賀市道の駅整備検討調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、道の駅整備の検討に必要な機能や施設概要等について、本市の状況や社会情勢を調査し、道の駅整備の可否を検討するための基礎資料を作成するものである。

また、道の駅的设计・建設・維持管理・運営について、民間活力を最大限活用することにより低廉で良質な公共サービスが提供できる官民連携事業等の手法について、導入可能性を総合的に調査・検討を行う。

本プロポーザルは、調査業務の受注者を選定するに当たり、事業者の分析力、企画力等を総合的に評価し、最も優れたものを業務委託契約の候補者として選定することを目的とする。

## 2 公募概要

### (1) 業務名

敦賀市道の駅整備検討調査業務

### (2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

### (3) 業務履行期間

契約締結の日から令和6年9月30日まで

### (4) 業者選定方法

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

### (5) 提案上限額

20,207,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

（令和5年度 6,919,000円 令和6年度 13,288,000円）

ただし、この金額は予定価格を示すものではない。

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加する提案者（複数団体による連合体（以下「共同事業体」という。）又は単体法人とする。共同事業体の構成員を含む。）は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 福井県において指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (5) 集团的及び常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法同条第6号に規定する暴力団員が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (8) (6)又は(7)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

- (9) 単体法人の場合は、建設コンサルタント登録規程に基づく「道路部門」並びに「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であり、かつ、以下のいずれかの条件を満たす者。
- ア 敦賀市測量・建設コンサルタント業務等の競争入札参加資格を有する者。
  - イ 敦賀市測量・建設コンサルタント業務等の競争入札参加資格を有していない者で、過去10年間に国又は地方自治体と建設コンサルタント業務の契約実績を有する者。
- (10) 共同事業体の場合は、そのいずれかが上記(9)の要件を満たすこと。

#### 4 スケジュール

- (1) 公募開始及び募集要項配布期間  
令和5年10月23日（月）から令和5年11月20日（月）午後5時まで
- (2) プロポーザルに関する質問書受付期間  
令和5年10月23日（月）から令和5年11月 2日（木）午後5時まで
- (3) 質問書に対する回答期限  
令和5年11月9日（木）
- (4) 企画提案書類の受付期間  
令和5年10月23日（月）から令和5年11月20日（月）午後5時まで
- (5) 企画提案書類の審査及びプレゼンテーション  
令和5年11月下旬から12月上旬
- (6) 結果通知  
令和5年12月上旬から中旬

#### 5 申込方法

- (1) 募集要項等の配布  
本募集要項及び関係資料は、以下の場所において配布する。  
また、市ホームページにおいても公開する。  
ただし、以下の場所における配布は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。
  - ア 所在地 〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号  
敦賀市役所3階 商工貿易振興課
  - イ TEL 0770-22-8122
  - ウ FAX 0770-22-8184
  - エ Eメール syoukou@ton21.ne.jp
- (2) 質問書の受付及び回答  
「質問書」（様式7）に要旨を簡潔にまとめ、5の(1)のEメール宛てに、電子メールにて送信すること。電話での質問は認めない。  
また、回答は、市ホームページに掲載するとともに、令和5年11月20日（月）まで、担当課において閲覧することができる。  
なお、質問に対する回答は、本募集要項及び仕様書を補足・修正するものとして取り扱う。

(3) 企画提案書類の提出

企画提案書類は、6 企画提案書類の作成要領に定める一式とし、持参又は郵送により、受付期間中に5の(1)の担当課に提出すること。

ただし、持参による提出は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

また、企画提案書類は1案に限るとともに、10部（正本1部、副本9部）を提出すること。なお、提出期限以後の企画提案書類の追加、訂正は一切認めない。

(4) 共同事業体で提案する場合

複数団体で提案する場合、全体の意思決定及び業務管理等に責任を持つ代表構成団体を決め、当該団体が企画提案書類の提出を行うこと。

また、共同事業体で提案する場合、「共同事業体構成表」（様式2）を提出するとともに、代表とならない構成団体が代表構成団体へ本プロポーザルの提案及び契約関係に関する一切の権限を委任している旨が記載されている「共同事業体委任状」（様式3）を提出すること。

6 企画提案書類の作成要領

| 記載事項                | 内容に関する留意事項  |
|---------------------|---|
| (1)参加申請書兼企画提案書（表紙）  | ①会社名、代表者氏名、住所、担当者氏名、連絡先を記載すること。<br>共同事業体で提案する場合は、代表構成団体の会社名等を記載すること。<br>②A4判1頁                                      |
| (2)参加資格確認事項申告書（様式1） | ①本募集要項の3の参加資格について、該当及び非該当を申告すること。<br>共同事業体で提案する場合は、代表構成団体にて該当及び非該当を申告すること。<br>②A4判1頁                                |
| (3)共同事業体構成表（様式2）    | ①共同事業体で提案する場合は、当該様式を提出すること。<br>②共同事業体における、代表構成団体及びその他構成団体の会社名、代表者名等を記載すること。<br>③A4判1頁。ただし、その他構成団体が多数に及ぶ場合はこの限りではない。 |
| (4)共同事業体委任状（様式3）    | ①共同事業体で提案する場合は、当該様式を提出すること。<br>②共同事業体における、代表構成団体及びその他構成団体の会社名等を記載すること。<br>③A4判1頁。ただし、その他構成団体が多数に及ぶ場合はこの限りではない。      |
| (5)業務実績（様式4）        | ①過去5年間（平成30年4月1日から令和5年3月31日）の官民連携の類似業務（特に商業施設及びエリアマネジメント計画作成関係）の元請受注実績を5件記載すること。                                    |

|                           |   |
|---------------------------|---|
|                           | <p>また、共同事業体で提案する場合は、代表構成団体及びその他構成団体の官民連携（特に商業施設及びエリアマネジメント計画作成関係）に関する計画、調査等業務の元請受注実績を記載すること。</p> <p>②実績として記載した業務の契約書の写しを正本1部に添付すること。</p> <p>③枚数は必要に応じて追加すること。</p> <p>④その他記載方法については様式4を参照すること。</p> |
| (6)業務の企画提案（様式自由）          | <p>①別紙仕様書に基づき、企画提案書を作成すること。</p> <p>②記載に当たり、概念図、イラスト、写真等を用いることは可とする。</p> <p>③A4判10頁以内又はA3判5頁以内とすること。</p>   |
| (7)工程計画（実施フロー）・実施体制（様式自由） | <p>①A4判2頁以内又はA3判1頁以内とすること。</p>  |
| (8)配置従事者（様式5-1、5-2）       | <p>①配置予定者の資格及び実績等（技術士、一級建築士等）を明記すること。</p> <p>②A4判1頁。</p>  |
| (9)見積書（様式6）               | <p>①本業務の実施に必要な経費を税抜きで記載すること。</p> <p>②A4判1頁以内に記載すること。</p>  |

## 7 審査及び選定方針

### (1) 審査方針

敦賀市道の駅整備検討調査業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、企画提案書類及びプレゼンテーションの審査を行う。

### (2) 選定方針

審査委員会において、企画提案書類及びプレゼンテーションについて別表の審査項目等に基づき、評価、採点し、その結果、評点の最も高かった者を契約候補者として選定する。ただし、最高得点となった者が複数ある場合は審査委員で協議の上、選定する。

なお、最高得点となった者が審査委員会の定める基準点に満たなかった場合は、契約候補者を選定せず、選定方法を見直した上で、再公募を行う。

### (3) 参加承認の通知

提出書類確認後、本プロポーザルへの参加の承認及びプレゼンテーションの日時と場所について令和5年11月22日（水）午後5時までに電子メールにて通知する。

### (4) プレゼンテーションの実施

提出のあった提案について、審査委員会に対しプレゼンテーションを行う。

なお、複数の参加申請者があり、全者のプレゼンテーションの実施が困難であると判断される場合には、参加資格要件を満たす者の中から、参加申請書類を審査し、一定基準に達し、か

つ、効果が期待できる者を選定しプレゼンテーションを実施する。

ア 実施予定日

令和5年11月下旬から12月上旬

※時間、場所等は、対象となる事業者へ別途連絡

イ 出席者

プレゼンテーションの出席者は5名以内とする。

原則、プレゼンテーションは主任技術者が行うこと。

なお、外部コンサルタントや代表構成団体又は構成団体と業務提携をしている事業者は認めない。

ウ 持ち時間

機器の接続、質疑応答10分程度を含めて30分以内を予定。

なお、持ち時間は参加事業者数により変更となる可能性がある。

エ その他

プレゼンテーションは提出した素案に沿って行うこととし、提案内容の説明等を行うものとする。なお、プレゼンテーションで使用するプロジェクター、スクリーンについては市で準備を行う。(※プロジェクターとパソコンの接続ケーブルの端子はHDMI端子)プレゼンテーションに必要なその他の機器については、参加者で用意を行うこと。

(5) 結果通知

ア 審査結果については、令和5年12月上旬から中旬までに企画提案書類提出事業者に通知する。

イ 審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

8 契約の締結

上記7で選定された者と契約締結の交渉を行う。契約が成立しない場合は審査委員会による評価点数が高い者から順に契約締結の交渉を行うこととする。

なお、本提案が採用されたことをもって、提案したすべての内容（金額・仕様・数量等）について契約を保証するものではない。

9 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書類等の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの
- (2) 企画提案書類等に記載すべき事項に不備があるもの
- (3) 企画提案書類等に虚偽、違法行為等の内容が記載されているもの
- (4) この要項に定める手続き以外の手法によって審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を求めたとき。
- (5) 提案者が3に定める参加資格を満たさなくなったとき。
- (6) 正当な理由なくプレゼンテーションを欠席したとき。
- (7) その他審査委員会が不適格と認めるとき。

10 その他の留意事項

- (1) 提出された企画提案書類等は、一切返却しない。

- (2) 提出された企画提案書類等は、本プロポーザルの目的以外には使用できないものとする。
- (3) 提出された企画提案書類等は、敦賀市情報公開条例（平成11年6月29日条例第14号）の規定に基づく公開請求があった場合には、対象文書として当該条例の規定に基づき公開（部分公開）するものとする。
- (4) 本プロポーザルに要する一切の費用は、全て提案者の負担とする。
- (5) 企画提案書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は全て提案者が負うものとする。
- (6) 本契約締結前に、契約候補者となった者が、本プロポーザル実施に際し談合その他不正行為を行ったと認められた場合は、本契約を締結しない。また、本契約を締結しないことに伴い、損害が生じても本市は一切責任を負わない。

#### 11 担当部署

- ・敦賀市産業経済部商工貿易振興課
- ・住 所：福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
- ・T E L：0770-22-8122
- ・F A X：0770-22-8184
- ・Eメール：syoukou@ton21.ne.jp

別表1 審査項目

| No. | 評価項目      |                      | 評価の視点・基準   |
|-----|-----------|----------------------|--|
| 1   | 理解度       | 敦賀市及び事業の理解度、取組意欲     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・敦賀市の地勢及び地域経済の状況並びに本事業に対して十分な理解を有しているか。</li> <li>・事業への意欲・熱意が感じられるか。</li> </ul>                                      |
| 2   | 企業実績・実施体制 | 同種・類似業務実績と活用について     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同種業務、類似業務実績に基づくノウハウ及び経験を本業務にいかせる可能性が高いか。</li> </ul>  |
|     |           | 配置予定従事者の実績・能力・工程について | <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定従事者は調査業務に必要な技術や免許を有し、類似業務についての実績があるなど、調査業務を遂行できる能力があると判断できるか。</li> <li>・工程計画（実施フロー）の内容が具体的かつ実現可能か</li> </ul>   |
| 3   | 業務内容      | ① 強み・弱みの整理について       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や一次産業従事者への調査や意見交換、市職員との意見交換など課題の把握や研究等の手法が具体的に示されているか</li> <li>・研究等を通じて本市の強みと弱みを抽出するための手法が具体的に示されているか</li> </ul> |
|     |           | ② 誘客可能性について          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・マーケティング調査、全国の成功事例の調査研究等の手法が具体的に示されているか</li> <li>・候補地選定に向けた評価項目及びプロセスが具体的に示されているか。</li> </ul>                       |
|     |           | ③ 道の駅整備について          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設コンセプトの立案に向け、3-①及び②を踏まえた検討手法が具体的に示されているか</li> <li>・概算整備費用の算出手法は具体的に示されているか</li> </ul>                             |
|     |           | ④ 道の駅運営について          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な管理運営スキームの検討及び概算運営費用の算出手法は具体的に示されているか</li> <li>・収支計画の作成手法は具体的に示されているか</li> </ul>                                |
|     |           | ⑤ 官民連携手法について         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な官民役割分担や導入した場合のリスク分担等を把握するための手法は具体的に示されているか</li> <li>・市の財政負担額の削減効果を算定するための手法等は具体的に示されているか</li> </ul>             |
|     |           | ⑥ 事業化の課題について         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業化の判断に資するような課題について、整理・検討・課題策の提示に向けた手法が示されているか</li> </ul>  |
| 4   | 提案        | 業務実施への提案について         | 仕様書に定める各業務内容について、過去の実績、経験、知識、本市の現況等を踏まえ、独自の提案が具体的に示されているか  |
| 5   | 見積価格      | 提案見積価格について           | 必要かつ最低限度の見積額であるか   |